

熊本地震～見えない終息、生活再建への不安…

避難所、被災者への緊急対策を再度申し入れ

地震発生から二週間あまりを迎えました。初期の混乱した時と違い、現在では中・長期的な立場で被災者の生活環境を整えていくことが求められ



ています。

なかでも、高齢者や障がい者などの要配慮者、小さな子どもがいる世帯や外国人などについても十分な配慮が求められています。

被災者のおかれた状況が日々刻々とかわるなか、共産党市議団は、4月19日の申し入れに続いて26日、被災者の「今」にそくした対策を緊急に講じるよう市に再度の申し入れをおこないました。

【地震被害の全体像と被災者の実態把握について】

- 被害の全容を早急に明らかにすること。
- 被災者の実態について、避難所だけでなく、公園・空き地やシ

ョッピングセンター等での車中泊による避難者、また自宅避難も含めすべての被災者の実態把握をおこなうこと。

【避難所の改善について】

- 内閣府通達「避難所の生活環境整備等について」を各部署に徹底し、その内容に沿った適切な

対応をとること。

- 主要な避難所に常設の医療チームを配置し、感染症の予防等、

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO. 995

2016年5月1日、8日合併号

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

健康対策をはかること。

- 避難所での被災者支援の情報周知のため掲示板などの必要

な手立てをとること。

- 福祉避難所の増設をはかること。

【住まいの確保と生活再建について】

- 応急危険度判定を一気に実施するため、全国的支援を受け判定士を確保すること。
- 被災者生活再建支援金の抜本的な拡充を国に対して求めること。
- 自宅に住めなくなった方への住居の確保。仮設住宅については地域コミュニティーに配慮し、立地場所や建築物の検討をすること。

- 災害住宅リフォーム助成制度を創設し、住宅再建の支援を。
- 被災した店舗や事業所の再開のため、融資制度の上乗せをすること。
- 倒産や事業休止などによる失業者対策をはかること。
- 被災児童の心的ストレスに対応できるようスクールカウンセラーの配置充実。様々な悩み、不安に対する対応を。

【控室から】

一日も早く安心した生活を

上野 みえこ



熊本における観測史上最大の地震発生から2週間以上が経ちました。住民と行政・ボランティア、そして全国各地から支援が集まった多くの支援者が一つになって被災者の救済と支援活動にあたってきました。最大で300カ所近い避難施設が設置され、11万人を超える人たちが自宅を離れ、避難を余儀なくされました。これに避難所には指定されていない店舗や空き地・公園・駐車場などの身近な細々とした避難場所を含めれば、無数の避難場所にもっと多くの避難者がいたこととなります。避難生活も長期化してきました。避難者の方々の健康管理やストレス解消など、以前にも増して丁寧な対応が求められる時期を迎えています。一日も早く、自宅での安心できる生活を取り戻すためには、住まいの片づけ、修理・改修等を速やかに行っていくことや、居住不可能となった住宅に変わる住まいの確保などが急務となります。今後の復興には、すべての被災者を視野に入れた行政の積極的支援が極めて重要になります。党市議団としても、おひとりおひとりの声を丁寧に聞きながら支援にあたっていきたいと思います。

住宅再建・生活再建に向けて 様々な支援制度を活用しましょう

熊本地震により、今もなお多くの市民が自宅に帰れずに、避難生活を送られています。住宅再建・生活再建に向けて、熊本市より様々な情報が提供されていますが、主な制度を紹介します。ご活用ください。

まずは、罹災証明書をもらうことが大切です

住宅の応急修理、仮設住宅への入居など、被災者支援の制度を活用するために、「罹災証明書」が必要になります。家屋などの被害に対して発行するものです。

【受付場所】 各区区役所福祉課、各総合出張所

●一部損壊

被害状況が分かる写真又は修理見積書等 及び 印鑑を窓口にご持参ください。写真等の確認により発行が可能です。

●半壊、全壊、床上浸水

- ・ 窓口までご連絡ください。
- ・ 被害状況確認のため、各区の担

当課が家屋調査を実施します。

- ・ 家屋調査を実施した上で発行いたします。

※写真添付のお願い

平成28年熊本地震により今後非常に多くの申請が予想され、証明の発行には通常よりも日数を多く要することが見込まれます。申請の際には、被害状況を写真撮影のうえ添付ください。(提出する写真は、目安として4～5枚程度。外観(全景、各方向)、内部(特に被害のある場所)を撮影ください。)

家の片付けなどのボランティア派遣

地震により被害を受けた家の中の片付けなど、お手伝いが必要な方に、ボランティアを派遣します。

【連絡先】熊本市災害ボランティアセンター

090-6653-1592 090-6653-1592

【受付時間】 午前9:00～午後4:00

住宅支援～市営住宅・民間住宅の提供

市営住宅の提供 市営住宅の家賃・敷金・駐車場利用料が免除となります。全壊、半壊の被災者に加え、一部損壊の方も入居対象者となりました

【入居期間】入居日から6ヶ月以内。(必要に応じて1年間まで更新可能)

【提供住宅戸数】250戸程度

【応募に必要なもの】・罹災証明(後日の提出も可。)・住民票または、本人を確認できるもの(運転免許証、保険証など)・印鑑(代理人が申し込む場合のみ)

【受付期間】 4月25日(月)～5月2日(月) 8:30～17:00

【受付窓口】 熊本市役所 9階会議室 など

【入居予定日】 抽選後5月6日(金)から順次入居開始

<お問い合わせ先>

中央区、北区、西区に応募される方 096-327-5101

東区、南区に応募される方 096-311-7833

民間住宅の提供

民間の賃貸住宅を被災者が借りた場合、敷金や家賃を市が負担。

全壊、半壊の被災者に加え、一部損壊の方で、住居に困窮している方

【お問い合わせ】 (社)全国賃貸住宅経営者協会連合会など

4月25日～ 午前10時～午後5時 0120-03-0338

4月28日～ 各区役所に窓口設置

応急危険度判定の申し込み

家屋の危険度判定(「調査済」「要注意」「危険」の判定)の依頼

【連絡先】 096-328-2513 建築指導課

お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください

連絡先：日本共産党熊本市議団 096-328-2656

日本共産党熊本地区委員会 096-322-2600